小学校教諭	一種免許状				七
	二種免許状	一	八		二
中学校教諭	一種免許状	三	五		二
	二種免許状	三	六		一
高等学校教諭	一種免許状	三	四		三

備考　この表各項の各科目の単位の修得方法は、それぞれ第二条から第五条までに定める修得方法の例によるものとする。

第十五条　免許法別表第四に規定する中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

受けようとする免許状の種類		最低修得単位数		
		教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目
中学校教諭	専修免許状	二〇	八	二四
	一種免許状	二〇	八	
	二種免許状	一〇	三	
高等学校教諭	専修免許状	二〇	四	二四
	一種免許状	二〇	四	

備考

一　教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ第四条第一項の表備考第一号から第四号まで又は第五条第一項の表備考第一号に定める修得方法の例によるものとする。

二　各教科の指導法に関する科目の単位は受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。

三　中学校又は高等学校の教諭の専修免許状の授与を受ける場合の大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、第二条の表備考第十四号に定める修得方法の例によるものとする。

［項を削る。］

［項を削る。］

小学校教諭	一種免許状				七
	二種免許状	一	八		二
中学校教諭	一種免許状	三	五		二
	二種免許状	三	六		一
高等学校教諭	一種免許状	三	四		三

備考　この表各項の教科に関する科目、教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ第二条から第六条の二までに定める修得方法の例によるものとする。

第十五条　免許法別表第四に規定する中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ第四条又は第五条に定める修得方法の例によるものとする。

2　免許法別表第四に規定する中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位は、当該教科に関する教科の指導法の単位とする。

3　免許法別表第四に規定する中学校又は高等学校の教諭の専修免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第六条の二第一項に定める修得方法の例によるものとする。